

前回の復習と今回のポイントです！！

- ① 養子と実親との親子関係が終了するわけではない。←前回解説
- ② 養子縁組前に生まれた養子の子は養親の代襲相続人にはなれない。←前回解説
- ③ 民法では相続税法の規定と異なり養子縁組に人数制限は存在しない。←今回解説

前回第43話の続きです。前話では、養子に関するポイントと、養子の代襲相続人の留意点についてお話をしました。今回は、相続税と民法における養子制度の違いについて、解説します。

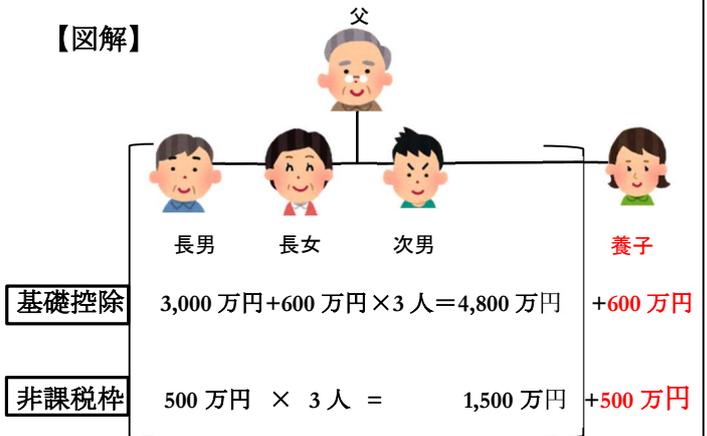
解説① 相続税法上の養子のメリットと人数制限

相続税における養子縁組による節税メリットは

- ① **基礎控除額の枠が増える。**
(一人当たり600万円)
- ② **死亡保険金等及び死亡退職金等の非課税枠が増える。**
(一人当たり500万円)
- ③ **相続税の計算上、累進税率を低く抑えることが可能。**

※相続税法上の養子の数(上記の特典メリット)は実子がいれば1人まで、実子がいなければ2人までが限度となります。

【図解】



※上記の例の場合、実子がいるので養子メリットが使える養子は一人までとなります。

解説② 民法における養子の数と注意点

民法においては相続税法とは違い、**人数制限はありません。**

養子縁組をしたいと思えば、民法上は何人でも養子に迎えることができます。ただし、養子が増えれば増えるほど、子一人当たりの法定相続分や遺留分が減ることとなりますから争族の原因にもなりかねません。養子縁組を行う際には、よく検討を行う必要があります。

まとめ

- ・養子が増えると基礎控除と非課税枠が増額するメリットがある。
- ・相続税法上メリットを受ける養子の人数には制限がある。
- ・養子が増えるほど、一人当たりの相続分が減ってしまう。

お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
 TEL: 0120-985-556 URL: www.aoba-atm.com/

セカンド・オピニオン
 受付中